

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により
被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社
代表取締役社長 南部 剛史

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和5年6月2日からの梅雨前線による大雨及び台風第2号（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続 手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

静岡県 磐田市
埼玉県 草加市
埼玉県 越谷市
埼玉県 珠洲市北葛飾郡松伏町
茨城県 取手市
和歌山県 海南市

（内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、
保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますのでお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

- 「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

- 「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)